

隠岐の島町 海水浴場ガイドライン

—新型コロナウイルス感染症対策—

令和 2年 7月10日

隠岐の島町商工観光課

隠岐の島町では、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいます。
町内の各海水浴場の来場者・管理者は、このガイドラインの内容を目安として、
感染予防に最大限配慮していただきますようお願いします。

※例示的な指針です。各自の責任で感染予防に努めてください。

1. 基本的な事項

- ①体調に異常があると感じられる場合は外出を自粛する。
- ②社会的距離の確保、マスクの着用、手洗い、咳エチケット等を心がける。
- ③過去2週間以内に日本国外の滞在歴があった者、新型コロナウイルス感染症に関わる健康観察対象者、自宅療養者等については外出を自粛する。
- ④新型コロナウイルス感染症の症状が疑われる場合は、すぐに最寄りの保健所などに相談する。 **※隠岐保健所（電話：08512-2-9600）**

2. 来場者の協力事項

- ①混雑する時間・場所を避け、長時間の滞留や不要な寄り道は控える。
- ②他の来場者や周辺住民に不安・心配を与えることのないよう配慮する。
- ③管理者等からの指示や要請を受けた場合は、これに従って行動する。

3. 管理者による対策

- ①毎回、就業前に健康観察を行い、異常がある場合は勤務を見合わせる。
- ②必要な量のマスク・消毒用具などを配備し、感染予防対策を徹底する。
- ③定期的な清掃・消毒を励行する。特に接触頻度の高い箇所（水道、トイレ、手すり、イスなど）やレンタル品の取扱いには細心の注意を払う。
- ④消毒に使用した資材を廃棄する際は、別個の袋に入れて密封する。
- ⑤現金や商品の受け渡しを行う際には、手渡しすることを避ける。
- ⑥イスやテーブルの間隔を広くするなど、来場者同士の距離を確保する。
- ⑦救護者が発生した際は、救護者情報を記録しておく。
- ⑧感染が疑われる事案が発生した際は、関係当局の聞き取りに協力する。

以上